

第3号

令和5年度香川県立病院事業会計予算議案

(総則)

第1条 令和5年度香川県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	896 床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	220,738 人
外 来	341,015 人
(3) 1日平均患者数	
入 院	603 人
外 来	1,404 人
(4) 主な建設改良事業	
医療器械整備事業	1,242,251 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、病院事業費用中、特別損失（建物解体実施設計費）8,108千円の財源に充てるため、企業債8,000千円を借り入れる。

	収	入
第1款 病院事業収益		28,386,751 千円
第1項 医業収益		23,684,660 千円

第2項 医業外収益	4,692,182 千円
第3項 特別利益	9,909 千円

支 出

第1款 病院事業費用	29,835,685 千円
第1項 医業費用	28,820,743 千円
第2項 医業外費用	993,861 千円
第3項 特別損失	21,081 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額765,148千円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,992,352 千円
第1項 企業債	1,048,000 千円
第2項 他会計からの長期借入金	71,927 千円
第3項 補助金	121,090 千円
第4項 負担金	751,335 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,757,500 千円
第1項 建設改良費	1,248,605 千円
第2項 企業債償還金	1,438,445 千円
第3項 他会計からの長期借入金返還金	70,450 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中央病院海外電子ジャーナル 購 入 事 業	令 和 6 年 度	千円 13,500
中央病院夜間看護補助者 派遣業務委託事業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	194,236
丸亀病院医事業務委託事業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	69,000
丸亀病院清掃業務委託事業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	42,768
白鳥病院病院情報システム運用保守 業務及び機器保守業務委託事業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	176,384
白鳥病院清掃業務委託事業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	89,298

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
香川県立病院事業 建物解体 事業費	千円 8,000	普通貸借又は証券発行 財政状況その他の事由により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借入することができる。	5.0%以内	償還期限は、据置期間を含め10年以内とし、その他は、融資機関の融資条件による。ただし、県財政その他の都合により繰り上げ償還し、又は低利借換えすることができる。
香川県立病院事業 医療器械整備 事業費	1,048,000	同上	同上	同上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 14,679,614 千円

(2) 交際費 150 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。

へき地医療拠点病院運営費補助 9,205 千円

県立病院運営費補助 31,781 千円

救命救急センター運営費補助 135,280 千円

がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助 12,000 千円

搬送困難事例受入医療機関支援事業費補助 3,541 千円

香川県肝疾患診療連携拠点病院運営費補助 4,910 千円

新人看護職員研修事業補助 1,512 千円

香川県感染症指定医療機関運営事業費補助	12,588 千円
産科医等確保支援事業費補助	1,550 千円
救急患者退院コーディネーター事業費補助	6,482 千円
香川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助	380,000 千円
香川県ドクターヘリ運航事業費補助	9,500 千円
へき地医療拠点病院設備整備費補助	95,782 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、8,300,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

取得する資産	種類	名称	数量
	器械及び備品	MR装置システム	2式
	同上	電子カルテ・医事会計システム等	1式
	同上	ネットワーク機器	1式